

中間とりまとめに向けての主な論点整理（温暖化対策税）

- 中央環境審議会地球温暖化対策税制専門委員会が昨年8月に温暖化対策税制の具体的な制度の案を公表した。その中では、温暖化対策税には、一般家庭や自動車利用までも含む温室効果ガスを排出する幅広い主体に対して公平に対策への関わりを求め得ること、社会全体としてできるだけ小さなコストで、長期的・継続的に、削減対策や技術開発への一定の価格インセンティブ効果を働き続ける機能を期待することができるとの利点があるとされている。また、炭素トン当たり3000円程度の低率の温暖化対策税を導入し、その税収を温暖化対策に用いる案が提案されている。
- 温暖化対策税の効果としては、①化石燃料の価格上昇による価格インセンティブ効果、②温暖化対策税により生じた税収を幅広い温暖化対策に活用することによる効果、③税導入によるアナウンスメント効果の3つの効果が指摘されている。
- 温暖化対策税が導入される場合は、①～③の効果によって、大綱に掲げられる各種の対策を実現するための有力な施策として位置づけられるのではないかと。
- 大綱に掲げられる対策のうち確実性の低い各種の対策を実現する手法として経済的手法が考えられる。補助金や税制優遇措置によってこれを実現するためには、巨額のコストがかかるものと考えられる。現在の厳しい財政状況下で、政府の一般財源からの新たな支出や別目的である特別会計からの支出の確保は困難である。また、汚染者負担の原則からも温室効果ガスの排出者がこれら対策費用を公平に支払うことが適当ではないかと。このため、経済的手法の追加に当たっては、①～③の効果を併せ持つ温暖化対策税が有力な手段と考えられるのではないかと。
- 温暖化対策税制及びこれに関連する施策に関しては、中央環境審議会総合政策部会と地球環境部会が合同で設置した施策総合企画小委員会で議論がなされているところであり、温暖化対策税制に関しては同小委員会において上記を踏まえた検討が行われることを期待する。

